

級別	視 覚 障 害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、重聴、聴能又はそれより大きい聴能の障害	肢 体		不 自 由	心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害						
		聴 覚 障 害	平 衡 機 能 の 障 害		上 肢	下 肢		上肢機能	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	移動機能	心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害
4級	1 視力の良い方の眼の視力が0.08以下1.0以下のもの、3級の数に該当するものを除く。） 2 周辺視野角の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3 両眼開放視域点数が70点以下のもの	1 両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの（耳介に挿しなけられれば聴言語を理解し得ないもの） 2 両耳による普通話音声の最良の聴音明瞭度が50パーセント以下のもの		1 面上肢のおや指を欠くもの 2 面上肢のおや指の機能を全失したもの 3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全失したもの 4 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全失したもの 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全失したもの 8 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能を失った障害	1 両下肢のすべての指を欠くもの 2 両下肢のすべての指の機能を全失したもの 3 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4 一下肢の機能の著しい障害 5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全失したもの 6 一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの			不随運動 ・失調等により日常生活活動が著しく制限されるもの	不随運動 ・失調等により日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの
5級	1 視力の良い方の眼の視力が0.2以下0.02以下のもの 2 両眼による視野角の2分の1以上が欠けているもの 3 両眼中心視野角度が66度以下のもの 4 両眼開放視域点数が70点を超えかつ100点以下のもの 5 両眼中心視野角が40点以下のもの		1 面上肢のおや指の機能を失った障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を失った障害 3 一上肢のおや指を欠くもの 4 一上肢のおや指の機能を全失したもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を失った障害 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を失った障害	1 一下肢の股関節又は膝関節の機能を失った障害 2 一下肢の足関節の機能を全失したもの 3 一下肢が健側に比して5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの	不随運動 ・失調等により日常生活活動の著しい障害	不随運動 ・失調等により日常生活活動の著しい障害	体幹の機能の著しい障害	不随運動 ・失調等により日常生活活動の著しい障害	不随運動 ・失調等により日常生活活動の著しい障害					

鑑別	視 覚 障 害	聴 覚 又 は 平 衡 機 能 の 障 害		音 声 機 能、音 語 機 能、又 は そ の 他 の 聴 覚 性 の 障 害	肢 体		不 自 由	心 臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害			
		聴 覚 障 害	平 衡 機 能 障 害		上 肢	下 肢								体 幹	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	
															上肢機能	運動機能
6歳	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	1 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの(40センチメートル以上の距離で発声された言語音を理解し得ないもの) 2 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの		1 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2 ヒトさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3 ヒトさし指を含めて一上肢の二指の機能を全失したもの	1 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2 一下肢の足関節の機能の著しい障害		不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの 不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	心臓機能障害 じん臓機能障害 呼吸器機能障害								
7歳			1 一上肢の機能の著しい障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 3 一上肢の手指の機能の著しい障害 4 ヒトさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5 一上肢のなか小指を欠くもの 6 一上肢のなか小指、くすり指及び中指の長さの20分の1以上短いもの	1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2 一下肢の機能の著しい障害 3 一下肢の肩関節、肘関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 4 一下肢のすべての指を欠くもの 5 一下肢のすべての指の機能を全失したもの 6 一下肢が側側に突出して3センチメートル以上又は側側の長さの20分の1以上短いもの	上肢に不随意運動・失調等を有するもの 下肢に不随意運動・失調等を有するもの											
備考	1 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、1級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本章中に指定せられているものは、該当等級とする。 2 肢体不自由においては、1級に該当する障害が2以上重複する場合は、9級とする。 3 異なる等級については、2以上の重複する障害がある場合には、障害の程度を勘案して当該等級より上位の等級とすることができ。 4 「指を欠く5の」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。 5 「指の機能障害」とは、中指指骨関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害を含むものとする。 6 上肢又は下肢欠損の所残の長さは、義用卓(上腕)においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したものをいう。 7 下肢の長さは、前脛骨線より内くるぶし下端までを計測したものをいう。															